



一般社団法人 日本臨床薬理学会

第 20 回臨床薬理専門医試験要項

日本臨床薬理学会専門医制度委員会

臨床薬理専門医の受験を希望する方は、下記の要領で日本臨床薬理学会が行う試験を受けてください。

1. 申請者の資格

2017年7月14日までに下記の資格（見込みを含む）を満足していること【日本臨床薬理学会専門医制度規則（以下、専門医制度規則）第5条および第22条】

- 1) 日本国の医師免許を有し、医師としての優れた人格および識見をそなえていること。
- 2) 医師歴5年以上、申請時に引き続いて3年以上本学会会員であること。
【上記1)と2)の医師とは専門医制度規則第10章付則第23条参照】
- 3) 専門医制度規則第3章によって認定された研修施設において、通算3年以上の臨床薬理学に関する研修を行っていること。
- 4) 3)に規定する研修期間について、当分の間は、指導医の証明により研修施設外での研鑽期間についても、1/2未満までは研修期間とみなす。
- 5) 専門医制度規則第4章の規定により認定された研修関連施設における研修は研修施設での研修期間の1/2として計算する。
- 6) [日本臨床薬理学会学術総会](#)（以下、学術総会）および学会の主催する[臨床薬理学講習会](#)（以下、講習会）に規定の回数以上参加していること（下記2. 1) Bに記載）。
- 7) 学術総会において臨床薬理学に関する研究発表が3回以上あること（そのうち発表者1回以上を含む）。
- 8) 査読のある臨床薬理学に関する学術論文が3編以上あること。
- 9) 臨床薬理学に関する研修を受けた指導医からの推薦状1通を提出できること（指導医の署名または記名・捺印があること）。
- 10) 海外において臨床薬理専門医に準ずる資格を取得し、それを専門医制度委員会が認めた者については、3)～6)の研修を習得したものとみなす。なお、今年度の資格試験においては、申請時に医師歴5年以上で、本学会会員であることとする。
- 11) 今年度の資格試験においては、十分な臨床試験・治験についての実績を有する者については、2)～6)の研修歴を問わないものとする。また、7)の研究発表歴に関して、本学会学術総会に限定しないものとする。ただし、申請時に医師歴5年以上で、本学会会員であることとする（専門医制度規則第22条に基づく平成26～30年度の資格試験における過渡的措置である）。

過渡的措置に基づいて受験する者については、「臨床薬理学」に関する研究発表であれば臨床薬理学会以外の学術集会で発表したものも臨床薬理学会学術総会での発表と同等とみなす。

2. 申請時に提出する書類

- 1) 日本臨床薬理学会専門医試験受験願書一式（所定の用紙。以下のA～Cを含む）

A. 履歴書

B. 業績等目録

学術総会と講習会に合わせて4回以上出席し（それぞれの会に最低各1回の出席を含む）、学術総会において研究発表が3回以上（発表者1回以上を含む）、臨床薬理学に関する学術論文の発表が3編以上あること。

C. 研修歴

専門医制度規則第3章によって認定された研修施設において通算3年以上（第4章によって認定された関連施設においての研修は研修施設での研修期間の1/2として計算し、上記1.4)による研修期間についても1/2未満までとする）の臨床薬理学に関する研修を行っていること。

海外において臨床薬理専門医に準ずる資格を取得し、1.10)の資格で申請する者は、海外での資格証の写しおよび研修内容が記載された資料を提出すること。（研修指導医からの推薦状の提出は不要である）

専門医制度規則第22条の過渡的措置に基づいて、1.11)の資格で申請する者は、医薬品に関する臨床試験・治験に関わった実績（立案、計画、実施、評価、審査、教育など）の一覧表（直近の10件まで）、及びその中の代表的な1件の概要とそれを証明する資料を提出すること（書式は自由）。（この場合も研修指導医からの推薦状の提出は不要である）

2) 業績等の証明書類

A. 学術総会出席、講習会出席：学術総会および講習会の参加費の領収部分を含む参加名札（参加証明書と記載のあるもの）または出席証明書（出席者控）のコピー

B. 学術総会発表：事務局で確認するので、演題番号・発表者名（全員）・演題名・開催年（西暦）等詳細を申請書に記載すること。

過渡的措置に基づく受験では関係学会での発表：抄録のコピーを各1部

C. 学術論文：臨床薬理学に関する学術論文の別刷またはコピーを各1部

（注）業績の証明書類のうちAを紛失などのために揃えることができない方は、専門医制度委員会事務局に相談すること。

3) 受験票・受験者写真票（所定の用紙）

申請者本人であることを確認できる顔写真（4.0×3.0cm）1枚を受験者写真票に貼付する。

4) 推薦状（研修施設の指導医から1通）

ただし、1.10)あるいは1.11)の資格で申請する者は、所属する医療機関の長の推薦状1通を提出する（医療機関長の署名または記名・捺印があること）。

5) 医師免許証のコピー

6) 学会員歴の証明は、学会事務局で確認するので不要である。

1.10)、1.11)の資格で申請する者で学会会員でない場合、入会まで2週間程度かかるので、試験申請にあたり早めに入会手続きを済ませること。

7) 返信用定形長3号封筒 2組（簡易書留にて試験の1ヶ月前までに受験票・受験案内を送付し、試験後に試験結果を通知するために使用。申請者の住所・氏名を記入し392円分の切手貼付すること）。

8) 受験料2万円送金時の振込控のコピー

3. 用紙の入手および申請の方法

1) 学会ホームページからダウンロード

日本臨床薬理学会ホームページ (<http://www.jscpt.jp/>) からダウンロードする。

- #### 2) 申請にあたっては、(1) 受験料 2 万円を下記 12 の振込先に送金し、(2) 上記 2 の提出書類を揃えて、封筒の表に「専門医試験申請」と朱書きの上、簡易書留便で下記 13 の日本臨床薬理学会専門医制度委員会事務局宛に送付する。

4. 受験願書の提出期間

2017 年 6 月 1 日(木)～7 月 14 日(金)まで (当日の消印有効)

5. 試験期日

2017 年 8 月 20 日 (日)

6. 試験場所

アワーズイン阪急 ツイン館 (東京・大井町)

7. 試験の形式

筆記試験と面接試験によって実施する。筆記試験は、多肢選択形式 (multiple choice question) と論文形式の問題からなる。

8. 試験結果

後日、本人宛に郵送通知する。

9. 認定および登録

専門医試験に合格し、日本臨床薬理学会専門医認定委員会の審査を経て理事会で認定され、認定料 3 万円を納入した者を臨床薬理専門医として登録し、専門医証を交付する。認定された日本臨床薬理学会臨床薬理専門医試験合格者を HP および機関誌「臨床薬理」に掲載する。

10. 個人情報の取り扱いについて

当学会に提出された個人情報については、専門医制度委員会において管理し、上記目的外には使用しないこととする。利用目的に照らして不要となった個人情報に関しては、内規に従い、適正な方法で速やかに且つ厳正に廃棄する。

11. 受験のための参考図書および文献

- ・ 日本臨床薬理学会編：臨床薬理学第 3 版。医学書院，2011。
- ・ 第 18 回臨床薬理学講習会記録「臨床研究の信頼性確保」。臨床薬理，43(4)：265-293，2012。
- ・ 第 19 回臨床薬理学講習会記録「臨床薬理学的知識の確認」。臨床薬理，44(3)：267-290，2013。
- ・ 2013 年度夏期臨床薬理学講習会記録「薬物相互作用に関する最近のトピックス」
臨床薬理，44(6)：469-500，2013。
- ・ 第 20 回臨床薬理学講習会記録「臨床研究/臨床試験の適正化」臨床薬理，45(3)：93-118，2014。
- ・ 第 21 回臨床薬理学講習会記録「特殊病態における臨床薬理学」臨床薬理 46(2)：81-114，2015。
- ・ 第 22 回臨床薬理学講習会記録「創薬・育薬における臨床薬理学」臨床薬理 47(2)：49-84，2016。

※臨床薬理学講習会記録は J-STAGE で閲覧可能です。

ヘルシンキ宣言や国内の倫理・規制に関する資料は最新版を参照のこと

12. 受験料・認定料振込先

振込銀行口座番号：みずほ銀行根津支店 普通預金 1067635

口座名：一般社団法人日本臨床薬理学会

13. 受験願書請求先および送付先

〒113-0032 東京都文京区弥生 2-4-16 学会センタービル内

一般社団法人日本臨床薬理学会 専門医制度委員会事務局

Tel: 03-3815-1761 Fax: 03-3815-1762 E-mail: clinphar@jade.dti.ne.jp